

資料3

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について



埼玉県報

第52号
令和元年(2019年)
11月1日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(青少年課)
- 埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則(都市計画課)

告示

- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 電子複写機用紙に関する入札公告(入札課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 豚コレラの家畜注射手数料の免除に関する告示(畜産安全課)
- 県営土地改良事業吉見領地区(湛水防除事業)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 和光都市計画事業和光市白子三丁目中央土地区画整理事業の事業計画の変更認可(第5回)(市街地整備課)
- 高齢者講習等予約一元化システムサーバ等機器の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 県道さいたま鴻巣線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- 県道川越栗橋線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- 県道東松山桶川線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- 県道所沢青梅線の区域の変更(川越県土整備事務所)
- 県道児玉新町線の供用の開始(本庄県土整備事務所)
- 県道松戸草加線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(熊谷建築安全センター)

雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示(病害虫防除所)

規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十八号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を削り、同条第三号中「業務を」の下に「適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

埼玉県青少年健全育成条例施行規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則

第一条～第三条 (略)

第一条～第三条 (略)

(自動販売機等管理者の設置)

(自動販売機等管理者の設置)

第四条 条例第十三条の規定により設置する自動販売機等管理者は、次の各号に該当する者でなければならない。

第四条 条例第十三条の規定により設置する自動販売機等管理者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- 一 二十歳に達した者であること。

- 一 二十歳に達した者であること。

二 自動販売機等に図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが出来る者であること。

二 成年被後見人又は被保佐人でないこと。

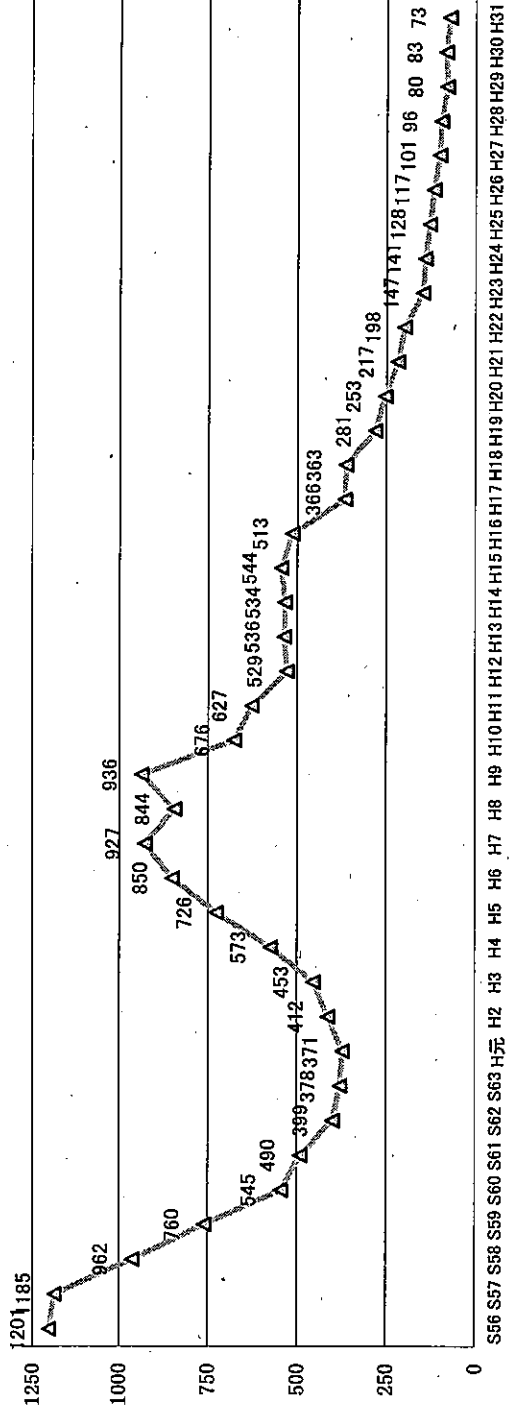
三 図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行う自動販売機等の設置場所が所在する市町村内に、住所を有し、かつ、居住している者であること。

四 図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行う自動販売機等の設置場所が所在する市町村内に、住所を有し、かつ、居住している者であること。

第五条～第十一条 (略)

第五条～第十一条 (略)

図書等自動販売機の届出台数の推移(各年12月末現在)



S56 S57 S58 S59 S60 S61 S62 S63 H7E H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31